

# 各種手当等の認定申請をお忘れなく

★新規に申請されるかたは、申請に必要な書類等を事前に各問い合せ先へ確認してください。  
★すでに受給されているかたは、再申請の必要はありません。

表1. 障害関係手当 (平成30年10月現在) 申問 障害支援課 (いきいきプラザ1階)

手当の種類	手当額	所得制限	対象者	対象とならないかた
特別障害者手当	月額26,940円*1	有	20歳以上かつ表4の所得制限限度額未満で、身体障害者手帳および愛の手帳の1級(度)程度の障害が重複しているかた、又はこれらと同等の疾病、精神障害のかた	○施設入所者 ○病院・診療所に3か月を超えて入院しているかた
障害児福祉手当	月額14,650円*1	有	20歳未満かつ表4の所得制限限度額未満で、おおむね身体障害者手帳および愛の手帳の1級(度)程度のかた、又はこれらと同等の疾病、精神障害の児童	○施設入所者 ○障害を支給事由とする年金を受給している児童
特別児童扶養手当	特児等級1級 月額51,700円*1 特児等級2級 月額34,430円*1	有	表4の所得制限限度額未満で、次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者 ○特児等級1級=身体障害者手帳1級、2級(下肢の一部を除く)、3級(下肢の一部のみ)、愛の手帳1・2度程度 ○特児等級2級=身体障害者手帳3級(下肢の一部を除く)、4級(下肢の一部のみ)、愛の手帳3度程度 ○上記と同程度の疾病もしくは身体又は精神障害のかた	○施設入所者 ○障害を支給事由とする年金を受給している児童
心身障害者福祉手当	月額15,500円	有	20歳以上かつ表4の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた ○身体障害者手帳1・2級 ○愛の手帳1～3度 ○脳性麻痺、進行性筋萎縮症のかた(程度不問)	○施設入所者 ○65歳以降に新規に申請するかた
重度心身障害者手当	月額60,000円	有	表4の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた ○重度の肢体不自由者(児)で、両上肢および両下肢の機能が失われ座っていることが困難な程度以上のかた ○重度の知的障害と重度の身体障害が重複しているかた ○重度の知的障害と著しい精神症状が重複しているかた	○施設入所者 ○病院・診療所に3か月以上入院しているかた ○65歳以降に新規に申請するかた
障害者手当	月額7,000円	有	表4の所得制限限度額に該当し、次のいずれかに該当するかた ○身体障害者手帳1～4級 ○愛の手帳1～4度	○施設入所者 ○心身障害者福祉手当受給者 ○児童育成手当(障害手当)受給者 ○65歳以降に新規に申請するかた
障害者自動車ガソリン費等補助	ガソリン費補助 1リットルにつき55円 (月50リットルまで)	有	表4の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた ○身体障害者手帳1～3級(歩行困難な障害) ○愛の手帳1～3度	○施設入所者 ○車が障害者本人又は同居の家族以外の名義であるもの(家族が市内別居の場合に特例あり) ○営業車 ○タクシー料金補助受給者
	ガソリン費補助 1リットルにつき55円 (月80リットルまで)	有	表4の所得制限限度額以下で、本人運転および身体障害者手帳1・2級(歩行困難な障害)のかた	
	タクシー料金補助 上限3,000円/月	有*2	表4の所得制限限度額に該当し、かつ次のいずれかに該当するかた ○身体障害者手帳1～3級(歩行困難な障害) ○愛の手帳1～3度	○施設入所者 ○ガソリン費補助受給者
難病患者福祉手当	月額5,000円	有	表4の所得制限限度額に該当し、国又は都の難病医療費等助成制度の特定医療費(指定難病)受給者証又は医療券の交付を受けているかた*3 ※B・C型肝炎を除く	○施設入所者 ○心身障害者福祉手当受給者 ○障害者手当受給者 ○児童育成手当(障害手当)受給者
被爆者見舞金	年額5,000円	無	被爆者健康手帳をお持ちのかた(所得制限はありません)	

\*1 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の金額は平成30年4月1日現在の金額であり、手当額に関しては法律の改正により変更になることがあります。  
\*2 タクシー料金補助の配偶者又は扶養義務者の所得制限限度額は、同一世帯に障害者(身体障害者手帳1～3級の歩行困難なかた又は愛の手帳1～3度のかた)が2名以上いる場合、ガソリン費補助の所得制限限度額と同額になります。(表4の所得制限限度額参照)  
\*3 東京都難病医療費等助成制度の詳細は、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へ

表2. 交通関係割引 申問 障害支援課 (いきいきプラザ1階)

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちのかたは、交通関係の割引を受けられますが、下表の割引を受けするには障害支援課への申請が必要です。

交通機関	割引率	対象	備考
都営交通	本人100% 介護人50%	○手帳所持者 ○介護者(手帳が第1種の場合のみ)	シルバーパスをお持ちのかたは対象になりません。
民営バス	50%	○手帳所持者 ○介護者(手帳が第1種の場合のみ)	○障害者本人は、手帳の提示により割引が受けられます。介護人と一緒に乗車する場合は、介護人用の割引証が必要ですので、障害支援課へ申請をしてください。
有料道路	50%	○身体障害者手帳所持者本人が運転(身体障害者手帳が第2種の場合のみ) ※愛の手帳が第2種の場合は非該当です。 ○第1種身体障害者手帳・第1種愛の手帳所持者が介護人運転の車で移動	○自家用車が対象です。 ○介護人とは、恒常的に障害者を介護するかたを指します。 ※ETCを利用する場合も割引の対象です。

表3. 児童関係手当等 (平成30年8月現在) 申問 子育て支援課 (いきいきプラザ2階) ※20歳未満で政令の定める程度の障害がある児童を含みます。

手当等の種類	手当・助成額	対象者	対象とならないかた
児童手当	○3歳未満と、3歳以上小学校修了前までの第3子以降の子ども月額15,000円 ○3歳以上小学校修了前までの第1子・第2子と中学生月額10,000円 ○所得制限限度額以上月額5,000円	15歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者	
児童扶養手当	○全部支給月額42,500円 ○一部支給月額10,030円～42,490円 ※2人目は5,020円～10,040円、3人目以降は1人につき3,010円～6,020円を加算	表4の所得制限限度額未満で、次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者 ○離婚 ○父又は母が死亡 ○父又は母が1年以上児童を遺棄 ○父又は母が1年以上法令で拘禁 ○未婚 ○父又は母の生死が不明 ○父又は母が政令で定める程度の障害を有する ○父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた	
児童育成手当	○育成手当月額13,500円 ○障害手当月額15,500円	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかの状態にある児童を扶養している父・母又は養育者 ○愛の手帳1～3度程度 ○身体障害者手帳1・2級程度 ○脳性麻痺又は進行性筋萎縮症と診断された児童	
ひとり親家庭等家賃補助	月額5,000円	次のすべての要件を満たすひとり親家庭等のかた ○市内の民間アパート、借家等に居住しているかた ○18歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者 ○前年の所得が表4の所得制限限度額の児童扶養手当「一部支給」欄の額未満のかた	○生活保護受給者 ○公営住宅および宅居居住者等 ○契約名義が本人以外
ひとり親家庭等医療費助成	保険診療の自己負担分を全額助成(非課税世帯) ※食事療養費標準負担額を除く 保険診療の自己負担分の内2/3を助成(課税世帯で所得制限限度額未満) ※食事療養費標準負担額を除く	次のすべての要件を満たすひとり親家庭等のかた ○市内に住所のあるかた ○18歳(障害を有する場合20歳)までの児童を養育する母子・父子家庭等 ○各種健康保険に加入のかた	○生活保護受給者 ○里親に委託されているかた ○児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)等に入所しているかた
乳幼児医療費助成	全額助成(保険診療の自己負担分) ※食事療養費標準負担額を除く	次のすべての要件を満たす学齢前の乳幼児 ○市内在住のかた ○各種健康保険に加入しているかた ※所得制限はありません。	○生活保護受給者 ○里親に委託されているかた ○児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)等に入所しているかた
義務教育就学児医療費助成	全額助成(保険診療の自己負担分) ※通院1回につき200円までの自己負担となります。 ※食事療養費標準負担額を除く	次のすべての要件を満たす小・中学生の児童・生徒 ○市内在住のかた ○各種健康保険に加入しているかた ○保護者の所得が表4の所得制限限度額未満のかた	

表4. 所得制限限度額 問 障害支援課(障害者(児)関係の手当、特別児童扶養手当)、子育て支援課(児童手当、児童育成手当、児童扶養手当)

手当の種類	特別障害者手当、障害児福祉手当		特別児童扶養手当		重度心身障害者手当 <sup>㊤</sup>	障害者手当、障害者自動車ガソリン費等補助、難病患者福祉手当 <sup>㊦</sup>		児童手当・義務教育就学児医療費助成	児童育成手当(育成・障害手当)	児童扶養手当								
	心身障害者福祉手当 <sup>㊥</sup>	心身障害者福祉手当 <sup>㊥</sup>	保護者	配偶者扶養義務者	障害者本人扶養義務者	障害者本人	配偶者、扶養義務者	保護者	保護者養育者	全部支給	一部支給	孤児等の養育者配偶者扶養義務者						
税法上の扶養親族数	0人	360万4千円	628万7千円	459万6千円	628万7千円	360万4千円	市市民税非課税	市市民税非課税	保護者	保護者	保護者	保護者	360万4千円	622万円	360万4千円	49万円	192万円	236万円
	1人	398万4千円	653万6千円	497万6千円	653万6千円	398万4千円							398万4千円	660万円	398万4千円	87万円	230万円	274万円
	2人	436万4千円	674万9千円	535万6千円	674万9千円	436万4千円							436万4千円	698万円	436万4千円	125万円	268万円	312万円
	3人	474万4千円	696万2千円	573万6千円	696万2千円	474万4千円							474万4千円	736万円	474万4千円	163万円	306万円	350万円
	1人増すごとに加算	38万円	21万3千円	38万円	21万3千円	38万円							38万円			38万円		

※特別児童扶養手当、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当は、平成29年分の給与所得控除後の額から8万円を控除した額が対象となります。医療費等控除については、子育て支援課(特別児童扶養手当について)は障害支援課)にお問い合わせください。  
※㊤のある手当は基準額以下が対象となり、その他の手当は基準額未満が対象となります。